

表 2 : 扶養義務者費用徴収基準月額

税額等による階層区分		費用徴収 基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	
C ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得 税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C ₂		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得 税課税の者であって、その税額の年額 区分が次の額であるもの	30,000円以下	9,000円
D ₂		30,001 ~ 80,000円	13,500円
D ₃		80,001 ~ 140,000円	18,700円
D ₄		140,001 ~ 280,000円	29,000円
D ₅		280,001 ~ 500,000円	41,200円
D ₆		500,001 ~ 800,000円	54,200円
D ₇		800,001 ~ 1,160,000円	68,700円
D ₈		1,160,001 ~ 1,650,000円	85,000円
D ₉		1,650,001 ~ 2,260,000円	102,900円
D ₁₀		2,260,001 ~ 3,000,000円	122,500円
D ₁₁		3,000,001 ~ 3,960,000円	143,800円
D ₁₂		3,960,001 ~ 5,030,000円	166,600円
D ₁₃		5,030,001 ~ 6,270,000円	191,200円
D ₁₄		6,270,001円以上	その月におけ るその被措置 者に係る措置 費の支弁額